

サービス計画作成依頼の届出について

介護保険法の規定により、この届出がない、又は遅れた場合は、償還払いとなります。

償還払いの場合、利用者は、費用の全額を一旦支払うことになり、市からの支払いは、手続き後3か月程度かかるため、利用者にとって大きな負担となります。

また、届出日は、原則として遡及できないため、次の事項に留意して、届出に漏れや不備のないようにお願いします。

1 要介護（要支援）認定の新規申請時

要支援・要介護のいずれになるか予測し難い場合は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の両方を届け出てください。

なお、被保険者が重度であり、明らかに要介護4・5になる可能性が高いと判断された場合は、介護予防支援事業所の届出は不要です。

2 要介護（要支援）認定の更新申請時など

現在、要介護の認定を受け、居宅介護支援事業所が担当している利用者が、要支援になる可能性があれば、申請時に介護予防支援事業所を届け出てください。

この場合、居宅介護支援事業所は、届出済みと扱うため、再度の届出は不要です。

一方、要支援の認定を受け、介護予防支援事業所が担当している利用者が、要介護になる可能性があれば、申請時に居宅介護支援事業所を届け出てください。

この場合、介護予防支援事業所は、届出済みと扱うため、再度の届出は不要です。

3 （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の場合

届出日が月途中の場合は、その月に居宅サービス等の利用があれば、「利用あり」欄にチェックし、利用のあったサービスを記入してください。

また、届出は、原則として登録日（利用開始日）としてください。

4 その他

サービス提供事業所においても、被保険者証などによってサービス計画を作成する事業所の届出が行われているか確認してください。